# 第14回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時:平成19年4月23日(月)13時30分~15時30分

場所:弁護士会館16階来賓室

出席者:(委員)

副議長 井手雅春(株式会社朝日新聞社大阪本社社会グループ次長)

片山善博(慶應義塾大学教授)

ダニエル・フット委員(東京大学法学政治学研究科教授)

土屋美明(社団法人共同通信社論説委員兼編集委員)

議 長 中川英彦(前京都大学大学院教授)

宮本一子(財団法人日本消費者協会理事、社団法人日本消費生活 アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問)

# (日弁連)

会 長 平山正剛 副会長 吉成昌之 氏家和男 事務総長 明賀英樹 事務次長 池田綾子 谷 眞人 菰田 優 広報室室長 佐々木文

# (説明者)

裁判員制度実施本部事務局長 小野正典

以上 敬称略

### 議事内容

# 1. 開会

(池田事務次長)

それでは第14回日弁連市民会議を始めさせていただきます。

本日の出席者でございますが、日弁連側は、平山会長、吉成副会長、氏家副会長、佐々 木広報室長、明賀総長、谷事務次長、それから池田でございます。

それでは、今日はじめて出席する副会長のほうから一言ずつご挨拶をお願いします。

# 2. 吉成昌之新副会長、佐々木文新広報室長 挨拶

(吉成副会長)

今年4月から担当副会長に就任いたしました吉成昌之と申します。私は、第二東京弁護士会所属でございます。委員の先生方の中には存じ上げている先生もいらっしゃいます。弁護士になって今年で33年目です。市民会議に関与するのは今回が初めてですが、私どもが気がつかない、あるいは私どもとは違った視点から色々な話をこれまでもしていただいていると思いますし、今後とも引き続きご協力をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### (氏家副会長)

副会長の氏家です。私は仙台弁護士会所属で、弁護士経験は28年が過ぎたところでございます。私は、裁判員制度実施本部の副担当ということで、今日の議題に関係しますので出席させていただきました。ぜひ皆様の貴重なご意見を賜りますよう、よろしくお願いします。

# (佐々木広報室長)

この4月から広報室長になりました佐々木と申します。よろしくお願いいたします。所属は第一東京弁護士会です。広報の仕事は発信するだけではなくて、皆様から情報を頂いたり、どういったことを知りたいと思っているのか、どういったことにご関心があるのかというのも、この様なことも踏まえた上で、ニーズがある情報というのを発信することが大事だと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

#### (池田事務次長)

配付資料を確認させていただきます。資料番号 8 4 ~ 8 4 - 6、資料番号なしで、まんが「裁判員になりました - 疑惑と真実の間で - 」、また、第 1 2 回市民会議議事録を配布しております。

それでは、ここから中川議長に進行をお願いします。

# 3. 開会の挨拶

### (中川議長)

皆さん、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。今日は、清原委員、髙木委員、松原委員、吉永委員が所用がございまして、残念ながら欠席でございます。

### 4.議事録署名人の決定

# (中川議長)

第14回の市民会議を開催させていただきますが、最初に議事録の署名人を決定したいと思います。順番からいきますと、井手副議長と土屋委員でございますが、お二人よろしくお願いします。

それでは本日の議題に入りますが、その前に2点確認をさせていただきたいことがございます。一つは、2月に拡大市民会議を開催していただきまして、この弁護士会館で多数のご出席を得て行ったわけですが、ご出席の皆さん、ご記憶のとおり、ちょっと市民会議

側からの意見が十分出る時間が少なくて、ちょっと消化不良みたいな面もありましたので、とりまとめが大変困難な状況になっております。司法支援センターそのものの運営も、まだ始まったばかりということもございますので、この点は、井手副議長と池田事務次長にもご相談させていただきまして、ちょっと1年間様子を見てみたいと思います。その1年後の司法支援センターの運営状況を踏まえてもう一回、市民会議としてどうするかということを考えさせていただきたいと思います。そういう結論にいたしまして、ちょっと1年間先送りのご容赦をお願いしたいというのが第1点でございます。

それから、第2点は、本日の議題を裁判員制度ということにさせていただいたのですが、これも実は前々回の市民会議でフット委員から、弁護士の能力評価ということについて議論したらどうかというご提案がございまして、じゃあそうしようということに一たんはしたのですけれども、色々考えてみますと、論点について色々と切り口がございまして、大変幅広い問題なものですから、もう一遍フット委員から、こういうポイントで話をしたいということをお伺いして、それに基づいて次回、あるいはそれ以降の議題にさせていただいたらどうかということで考えております。そのため、本日は裁判員制度というものに議題を変更したという事情がございます。議題変更の理由は、裁判員制度につきまして色々な情報もそろそろ出てまいりまして、ある程度姿が出てきたということもございます。反面、問題点も浮かび上がってきました。そういう段階でこの裁判員制度というものを本当に軌道に乗せるといいますか、当初の理念どおり市民が参加する裁判というのが実現するためには、どういうことを考えるべきか、すべきかということを一遍ここで考えてもいいのではないかというご意見がございまして、そういう趣旨で今回取り上げさせていただいたという経緯でございます。

本日の議題はそういうことなのですが、入る前に少しフット委員から、今のご提案について補足があったらお伺いしたいのですが。

#### (フット委員)

だいぶ時間も経っていますし、その当時はどういう議論になっていったか覚えていないのですが、漠然とした考えですが、弁護士になってから数年後には具体的に継続的教育は行われているのか。それに関する議論はどうなっているのかというところが、私の記憶ではそれが一番大きなポイントだったように思います。しかし、もう一遍考えますと、評価という関係からして、ちょうど私が関与している研究で、民事訴訟のユーザーの質問票調査を行っていますが、まだ終わったばかりで、まだ分析の段階には入っていないのですが、幾つかの質問は弁護士に関する質問も含まれています。また、裁判所に関する印象などに関する質問も含まれていますが、場合によってはその中からも、特にこれもユーザーから、あるいは当事者から見て問題となっているような点があれば、それを別途取り上げることを提案するかもしれません。現時点においては、継続的教育という点を提案させていただきたいと思います。

# (平山会長)

われわれのほうも強い問題意識を持っておりまして、ご案内のように司法修習の期間が極めて短くなり、あるいはなくなるかもしれないという状況があり、他方、法曹人口が急激に増加しまして、そういうことで、やはり弁護士会における研修というのがものすごく大事になってくるはずなんですね。それにどう対応するかということは喫緊の課題になってきます。そういうことからいくと、ここで先生方のご意見を伺い、大いに突っ込んだ議論などをしていただく必要があるがあるかもしれない。フット委員のお話に非常に期待をするところが大でございます。

それからもう一つは、数が増えていきますと、強制加入団体を維持するということの一つ大きな問題がございます。そこではやっぱりコアの部分というのは研修を弁護士会がきちんとやっていくというものがみんなの拠り所になってくることも間違いないのではないかと、こういうふうに思っておりまして、一方で綱紀懲戒制度のきちんとした確立が必要です。それから一方で計画的な研修をやることは、社会においては大きな役割ではないかと考えておりまして、そういう点ではぜひそういう観点からご議論いただくのは、非常に意義あるものというふうに会長としては思っております。

#### (中川議長)

確かに弁護士の質の強化といいますか、維持ですね。質の維持と強化。サービスの裾野が拡大し、新しいジャンルの弁護士もたくさん出てくるわけですから、そういう意味での 弁護士能力の質をどうやって高め、あるいは維持していくかというのは、日本的な観点から見ても大切なことだと思います。プロフェッションの質の向上ということですので。

わかりました。では、ちょっとフット委員ともご相談をしまして、取り上げるという方向でまた検討させていただくということで、委員の皆さん、よろしゅうございますか。 (明賀事務総長)

一つよろしいですか。継続研修については、先ほど会長が話しましたとおりなのですけれども、具体的には大阪弁護士会が今年度から継続研修の義務化をやるようになりました。そういうのも含めて検討いただければと思います。それから、ユーザーの世論調査の話がフット委員から言われましたけれども、これは今、日弁連の弁護士業務総合推進センターというところで、各地の法律相談で実際弁護士にあたった人から具体的な調査をしようということで全国的に取り組んでいまして、その結果ももう少し時間がかかると思いますけれども、参考までに提供できると思います。それから司法支援センターが、やはり色々とコールセンターで紹介していますけれど、それについての評判等を支援センター自体が集めています。これは支援センターとの関係がありますので、対外的に出せるかどうか、もう一つはっきりはしませんが、そういうような情報もあわせて検討材料としていただければ、より多角的にやれるかなと思います。

### 5.議事

(中川議長)

ありがとうございます。そういう点も踏まえまして、次回の議題にさせていただきたい と思います。

# (1)裁判員制度への市民の積極的参加を実現するために

# (中川議長)

それでは本日のメインの議題でございますが、「裁判員制度への市民の積極的参加を実現するために」というテーマでご意見を頂戴いたしまして、何か提言できることがあれば、市民会議としてとりまとめたいと思っております。

本日は、説明者として裁判員制度実施本部の氏家副会長、小野正典裁判員制度実施本部 事務局長にお越しいただいておりますので、お二人からご説明をお伺いします。よろしく お願いいたします。

#### (氏家副会長)

私は、4月に就任したばかりで時間が経っておりませんので、今までずっと継続的に係わってこられた小野事務局長から、説明をお願いします。

### (小野裁判員制度実施本部事務局長)

小野でございます。市民の参加ということの関係では、私ども実施本部は、委員会になっており、そこに幾つかの部会を設けておりまして、その部会の一つで検討しております。しかし、基本的には法律の枠組みというのがありますので、その中で対応するということになっていますが、このところ、報道などもちょっと出たりしておりますけれども、企業の側で裁判員候補者、あるいは裁判員に選ばれた人についての休暇の仕組みを整えていただくと。今、自民党のほうでもそういうヒアリングなどもしておりまして、そのあたりの企業側の意識、企業側の体制作りが問題となっております。多くの企業で既に普通の有給休暇、忌引きであるとか、あるいは証人になる場合というような項目で有給休暇を設けているところもありますけれども、そういう中の一つに裁判員という単語を一つだけ入れてもらえるとその範囲に含まれることになります。

これは、実際に裁判員候補者として裁判所に呼ばれる場合に、行ってみないとその日それで裁判員にならないで帰ることになるのか、ずっとそのまま裁判員となることになるのか、全くわからないという、非常に呼ばれる側からすると、予定が組みにくい仕組みになってしまっていますので、その辺については、これは企業だけではないのですけれども、十分にご理解いただくしかないと思われます。

それともう一つは、例えば休みを取って行くという場合に、その人がいないことにはどうにもならない仕事があり得るだろうと。それは確かにそのとおりだと思うのですけれども、そういう場合、ただ例えばご親族が亡くなられたというようなときには、その人がいない状態というのがどうしても出てきてしまう。それと同じように考えるというのは、ちょっと比べるものがおかしいのかもしれませんけれども、そういう事態があり得るのだということで何とかやりくりをしていただくと。

ただ、仕組みとしては、どうしても業務に差し支えて行けないという場合には、それは辞退ができるとなっていますので、そこらの兼ね合いというのは今のところまだ明確にこれとこれで分けましょうというところまではいっていません。それは始めてみないと、あるいは難しいのかもしれませんが、いずれにしても、そういう体制づくりとして有給休暇という形にしてもらえないものかどうか。企業によってはゆとりのある企業では、特に裁判員のための特別休暇制度というのを設けて、それは制度的には他の有給とそれほど変わっているわけでないのですけれども、むしろ意識として裁判員裁判に行く人については、こういうふうに企業がきちんと措置をとっていますという流れを作るために、そういうものを制度として立ち上げるというところも中にはあるようです。

あとはいわゆる自営業者とか、小規模な仕事をしている方、そういう方々については、 先ほど言ったようにどうしてもやむを得ないという場合と、あとは兼ね合いになるだろう というところで、その辺りの広報のようなものは、裁判所、法務省を中心にやっておりま す。ただ、弁護士会としては、そういうところまでなかなか手が回っていかなかったとか、 いっていないということもありまして、十分な周知と皆さんの協力を求めるということに ついては、まだちょっと足りないかなというふうな感じは持っております。ただ、弁護士 は各弁護士それぞれが、個人であれ、企業であれ、顧客がいますので、そういう日常的に 仕事で接する人たちに、こういう裁判員の仕組み、ある程度一定期間それで拘束されてし まうのだというところを、もう少し各会員から広報していくということもやらないといけ ないかなと今考えているところです。

以上お話ししたことは具体的に参加しやすいということの一つなのですが、そのほかに 例えば介護するべき人を抱えているという場合であっても、色々なパターンがあるわけで すね。例えば育児との関係で託児施設を設けることによって、主婦等そういった人たちも 参加しやすくなるだろうと。そういうような検討はしておりますが、これも裁判員裁判だ けのために設けるというのは、なかなか難しいのかもしれない。それからどこにそれを設 けるのかと。普通はそれぞれの自宅周辺、色々なところにあるわけですから、その近辺の どこか託児施設みたいなところに受け入れてもらうというのは、なかなか難しいのが実情 のようです。要するにあるとき突然約6週間か7週間後に来てくださいという通知が来る わけですから、そのときからではとてもじゃないけれども、預ける約束を取り付けること はできないと。そうなるとやっぱり裁判所の近くに、裁判所のための施設ということでは なくて、他の公的な機関と一緒にそういったような場合に、例えば家庭裁判所に来る人、 あるいはどこか他の役所に来る人、そういったようなための何か一時的な預かるものがで きないのかなと。これはちょっと部内で議論しているだけなので、まだ十分に煮詰まって いるわけではありませんが、そういったようなものも内部では検討されているところです。 仕組みとしては、今、最高裁判所が規則を作るということで、この間、法務省や弁護士 会とも協議を重ねながら検討してきて、具体的な裁判員の選任手続そのものは、大体どう いう形でやるかまとまってきました。順番としては、裁判員裁判では必ず公判前整理手続 というのを行いますので、公判前整理手続の中で大体日程としてはこれぐらいかかるだろうと。整理の仕方によっては完全にびっちり何日間でこの全部を終わらせるというところを大体目指すわけです。場合によっては予備日を設けなければ決められないということがもしかしてあるかもしれませんが、そういうことでともかく一定の日数がかかることが決められます。それが決まった時点で、では実際の裁判員裁判をいつ設定するかということが決まっていくわけですが、今作られようとしている規則の中では、概ね6週間から8週間先に日を決めて、呼び出しをかけるということが今想定されています。

事前に、辞退はやむを得ない、あるいは実は類型的にこの人は当たらないんだというようなケースであるかどうかについて、予備調査のような質問票を送って、その回答を見て、この人ははじめから対象になりませんねということで削っていって、残りの人についてそのうちの抽選で何十人か来てもらう。このような仕組みが考えられています。

そこの中で、ではどういうような質問をするのかということについても、現在協議を重ねていまして、あまり細かな質問をすることにはならないと思いますが、例えば類型的に、被告人や被害者との関係があるという方は、この方々は法律上も適格者ではないことになってきますので、そういう人がわかるような質問をしたりします。それ以上に個別的にどのようなことを質問してやっていくのかということはまだちょっと詰められていませんけれども、そういったことは選任手続の中の問題ですけれども、考えられています。

あと、具体的に色々なアンケートなどで出ていることの一つに、裁判員としての仕事をすることに非常に負担感、あるいは不安感をお持ちだというのが出ていますので、われわれとしては裁判員の皆さん方には何をしてもらうのか、何を判断してもらうのかということをもう少しわかりやすく広報、周知していく必要があるのかと思っています。

基本的には、真実を見極めていただくということを求めているわけではないわけでして、要するに検察官がこういう起訴をしました。その起訴をした内容について検察官が証明できたかどうか,それを判断してもらうのだと。つまり、真実を見極めるとか、あるいはわからないところを色々探っていくとか、そういうことではなくて、検事が立証したその立証の中身を見てもらって、それでこれで有罪と言えるか、有罪と言えないか。つまり無罪なのかと。そういうことを判断してもらう。その判断には法律的な知識はいりませんし、いわゆる常識に従った判断をしてもらえれば、市民の皆さんが日常的に判断をしているその判断のあり方そのもので検事の立証を見てもらえばいいのだと。そういうような趣旨をもう少し考えてもらおうかなと思っています。

検察審査会の経験者へのアンケートなどを見ますと、検察審査員に選ばれるまでは非常に負担感があったり、自分にはできそうもないという消極的な思いだったということのようなのですけれど、いざやってみると、これはとてもよかったと、やりがいがあったと、こういうような回答が非常に多いですね。そのあたりも相当参考になるのではないかなと思っていまして、それをどうやって市民の皆さん方に理解をしていただくか、あるいは安心してもらうのか。そこはもう少し工夫をする余地があるかなと思っています。

それとあとは、前にも市民会議でもご意見をいただいたことがありますが、守秘義務の問題があります。守秘義務については、現在法務省が意見の募集のようなものをしておりまして、なかなか難しいところではあると思うのですね。裁判所の考え方はどちらかというと、守秘義務ということを少し厳しめに考えている。それは、そうでないと評議で自由に意見を出し合うことが難しくなるのではないか。守秘義務を緩やかにすると、それが難しくなるというふうにとらえているようです。

弁護士会のほうは少し違っていまして、その辺りはあまり厳格にしてしまうと、裁判員裁判の全体的な見直しが十分にできないおそれがある。評議の秘密というのはもちろんあるわけですから、この評議の中で誰々がこういうことを言いましたというようなことは、それはやっぱり守秘義務の範囲に入ると思いますけれども、感想的なこと、印象的なこと、評議の進め方全体についての思いというようなことについては、ある程度緩やかに考えられるのではないかというふうにも考えておりまして、その辺りの守秘義務のあり方ということについては、まだちょっと弁護士会の中でも検討はしてきてはいますけれども、十分煮詰まっていないところがある。それがもう一つの裁判員になることへの不安、負担感の問題だろうと思っています。

それぞれのアンケートなどが色々な形で出ていますけれども、やりたくないという人が 非常に多いという報道がだいぶありますけれども、その中身を見てみますと、やってもい いという人と、やりたくないけれども、選ばれたらやりますという人たちを合わせると6 割を超えているという数字になっています。よく報道では、やってもいいのは3割だけで、 あとはみんな反対しているみたいな報道の仕方になっているのですが、どうもそういうイ メージがちょっと違うのではないかと。誰しもがそういう負担を課されて、やりたいとい う人はそんなにいないだろうと思います。私も正確な情報として知っているわけではない のですが、例えばニューヨーク州などでも、それはフット先生のほうがお詳しいと思うの ですが、アンケートをとると、やりたいという人は非常に少なくて、やりたくないという 人のほうが多い。スペインは、陪審員裁判を去年か一昨年導入していますけれども、その 際にもやっぱりやりたくない人が多いと。それはやはり当然だと思うのですね。私もやり たいか、やりたくないかと言われれば、それはできればそういう負担は避けたいというふ うに答えると思いますので、ただ、こういう形で市民が司法に加わってもらうことの意義 を考えると、やりたくはないけれども、選ばれればやりますという人がもう少しふえてく れば、今既に全体で6割以上がそういう回答になっているわけですから、もうちょっと広 報の必要があるかなというふうには思っています。

今言った意義の点についての弁護士会なりの広報というのは、先日は漫画パンフなども出して、さらに広報が広まった感じではあるのですが、私たちの思いとしては、今こういうふうに裁判官という官だけがやっている。そこに民の人たちが混じるということ自体が、裁判官への影響がとても大きいのではないだろうかと思います。最近話題になった周防監督の映画、痴漢冤罪の「それでもボクはやってない」という映画などは、非常にリアルに

作られているなという印象を多くの弁護士が持っています。ああいう裁判が何十年間もずっと続けられてきた。そこに民が入ることで、ああいった感覚が相当に変わってくるのではないか。あるいはそれなりに裁判官が裁判員に十分に納得できるような考え方を提供しないと、今のままの判断というのは維持されないだろうと。そういう意味では、あの映画の作られ方というのは、それ自体としてはとても参考になります。この映画を利用するというようなことは考えていませんが、裁判の実情がわかるという意味はあるのではないかと思います。

もう一つ、非常に気になっていますのは、最近無罪事件が続いていまして、富山でも、 それから鹿児島でも、それから佐賀の北方事件、これは福岡に高裁で行きましたけれども、 その事件でもいずれも自白調書、あるいは任意捜査段階での上申書というのが作られてい まして、罪を認めているわけですね。

そこで、弁護士会はかねてから取調べの録画・録音、これの実現が併せてないと、例えば鹿児島の事件であれば、供述調書の任意性をめぐって何回も何回も審理を重ねている。法廷で本人が話す。捜査官が話す。本人が話す。捜査官が話す。ある程度当事者も多いようですから、それぞれがそういうことをやる。そういうようなことで審理を重ねていくということになると、それだけで10回も20回もかかってしまう。それはもう裁判員裁判では不可能なことですから、そんなことのために時間を使うわけにいかない。そういう意味では、今ブラックボックスになっている取調べの状況について、録音・録画を実現するということがどうしても外せないのではないかと思います。

このあたりは、今検察庁が試行ということで始めています。昨年の夏以降始めていまして、今年になって全国16セット、録画のセットを導入したということのようなのですが、まだ現実にそれがどういうふうに効果が出ているのか、意味があるのかということまではわかっていない状態ですが、この辺りがどういうふうに進んでいくのか、非常に大きなポイントになるのではないかと思っております。

申し訳ございません。私のほうで十分な準備をしないで臨んでしまいまして、整理した書面もなしに、雑ぱくに申し上げると現状はそんなところになるということです。

(中川議長)

ありがとうございます。だいぶ色々な論点をご披露いただきました。一番最初の有給休暇の問題とか託児所の問題は、これは辞退者をどれだけ少なくするか、その方策はどこの辺りにあるかというような問題点であろうかと思いまして、辞退の問題ですよね。

それから、2番目の裁判員に何をしてもらうのかというのは、裁判員制度そのものに対するいわゆる意義付けの問題でありまして、大変多くの人が不安を持っておられる。それはどうもそういうのが現実のようですから、それに対して裁判員の機能というものをどういうふうに説明するかという問題だろうかと思います。

守秘義務の問題は、確かに考え方が色々あるところでございまして、どのように、どの 程度までならばいいというふうに考えるかという程度の問題であろうかと思いますし、最 後は意義の問題でございます。色々な考え方があろうかと思いますが、今ご披露いただきましたような論点をめぐって、委員の皆様からご自由に質問、意見を出していただいたらどうかと思います。どうぞ。

#### (片山委員)

さっきおっしゃった中で、統計ほど反対はそんなにないのではないかと、私もそういう感じがするのですが、ただやっぱり漠然とした不安感をみんな持っているのですね。やっぱりできればなりたくないという人が巷にはやはり多いです。日本の場合は、刑事事件というのは逮捕されるとみんなクロだと思ってしまうのですね。マスコミはそういう報道しますから。その後の裁判というのはほとんど報道しなかったりしますし。村上世彰さんもそうだったし、堀江さんも今裁判をやっているのだと思います。私の友人だった和歌山県知事についても、よくコメント求められますが、知事があんな悪いことしたのはどう思いますかとマスコミから聞かれるのですね。いや、まだ有罪と決まったわけではないのでと言っても、ほとんどそれは議論にならない。ですから、私なども聞かれたときは、もし新聞に出ていることが本当ならばというコメントをいつも付けながら答えるようにしているのですけれど、そういう無罪を推定するのではなくて、有罪をもう最初から推定されるような風土の中で裁判員になるということは、大体悪い人を断罪する役だと思っているのですね。

今おっしゃったように、裁判員のミッションというのは、検察官がちゃんと有罪を立証できているかどうかのチェックだと思うのですね。そうすると冤罪を救うというミッションが本当はあるはずなのですが、一般の人はみんな悪い人を断罪する係にさせられる。こういうことで、裁判員になった人だけに、無実が推定されるのですよ。だからそれを前提にして有罪が立証できているかどうか、常識の目で見てくださいよと言っても、なかなか困難ではないかと思います。

ですから、裁判員制度がなじむというか、受け入れられるためには、よほど社会の、マスコミや世論も含めた社会の刑事事件に対するものの見方が変わらなければいけないと思うのです。そこが一つ一番大きなポイントだと思います。

もう一つ、私が懸念していますのは、裁判員制度というのは一種のレイマンコントロールというか、いい意味での素人によるチェックとかコントロールということだと思うのですね。これは地方行政では、既に教育委員会とか公安委員会とかでやっているのですけれども、多くの場合はほとんど機能していないのですね。片や玄人がいて、片やレイマン、素人がいて、合議体であったりする。それからその役割は玄人に対するチェックだったりします。公安委員会などもまさに玄人に対するチェックという意味があるのですけれど、ほとんど自主性は発揮できていないですね。例えば教育委員会の問題ですと、いじめ自殺なんて非常に深刻で、教育委員会は調査をするとか、再発防止策を考えるとか、保護者を安心させるような手立てを講じなければいけないのに、ほとんどそれが機能しないで立ち往生している、というのが今の現状なのです。そこから教育三法の改正で、文部科学大臣

の権限を強めようとかという話になるのですけれど、どうも日本では玄人と素人がいた場合に、素人が健全な常識を発揮するというミッションを果たせないで、玄人に変な意味ではないですが、丸め込まれて、拝聴してそのとおりにしてしまう。ほとんど議論もしていないですね。裁判員もそうなってはいけませんので、よほど裁判員のミッションというものを世間も納得するし、なった人も認識するような手立てが必要だという気がするのですけれど。

#### (平山会長)

この前、トヨタの会長と私で対談を行いました。その際、この問題についてお願いしました。有給休暇をぜひお願いしたいというときに、会社のお話で、片山先生がおっしゃったように、つまり、裁判員の使命が検察官の主張について当否を決めるという理解でなくて、やっぱり処罰するというほうに行くと私は苦手だという考えが非常にある。しかし、私はそういう検察官の主張について、おかしいというようなことを求める問題ですというお話をしましたら、それだったらみんな気楽に出られるのではないかというようなことをおっしゃったことがありました。やはり非常に世の中では大変なことを自分はやる、有罪か無罪かだけではなくて、重罰を課すということをするということで非常に苦手意識がありますよと。そこのところをきちんとわかっていただくことが非常に大事ではないでしょうかという話をされておりました。

なるほどというふうに私も思いました。みんなが気軽にというと変ですけれども、淡々と参加していただくように、やっぱり制度の趣旨を理解していただくことにわれわれは力を注ぐべきではないかという気がいたしました。

#### (小野裁判員制度実施本部事務局長)

これまでの裁判所や法務省の広報の仕方は、そういう意味では少し十分ではないのかなと。われわれの広報が不十分、基本的に不十分のまま現在に至っておりまして、そこらは常に色々とお叱りをいただいております。特に、例えば今回、先ほどお話がありました最高裁規則を作る場合に、いろいろな規則があるのですけれど、その規則の中に選任手続を終えて、裁判員に裁判員の権利、義務その他必要な事項を告げるという手続がある。その必要な事項というのは、最高裁の規則で決めるというふうに法律でなっていまして、規則を作るにあたって、ごく当たり前の条文に書いてあるようなものが最初盛り込まれていました。

弁護士会のほうからは、刑事裁判の原則をそこで説明することが必要だろうということで、規則の中に盛り込まれたのが、証拠で判断するという証拠裁判主義、それから立証責任は検事にあるのだという立証責任の所在という形でありましたけれども、そういうところですね。それから立証の程度、この三つが規則としては書かれることになりました。立証の程度というのが、いわゆる合理的な疑いを超える証明を検事がすることになるのですよということなのですが、それについては、具体的にこういうことを説明しましょうということで、あれこれだいぶしゃべり方には議論があったのですけれど、どうにか東京地裁の

裁判官たちが考えたモデル案という形で、何とか具体的な説明の仕方についてこのくらい でどうかなというのは今出来つつあります。

だから、その辺りはもう少し裁判員の役割というのはこういうことなんですよということについてのこちらからの具体的な広報といいますか、そういったようなことを相当強めないと、なかなかご理解いただけないのかなと思います。この点は反省もしたのですけれども、なかなか実行が伴わなくて本日に至りましたが、そのようなことを今考えてはいます。

# (宮本委員)

先ほどのご説明を受けたところで、よい言葉だなと思ったのは、真実を見極めるのではないという言葉です。私たちには、真実なんて本当にわからない。それを私たちが判断するのは難しいと思います。だから、はっきり真実なんかを見極めるのではないというところ、今おっしゃった検察側の立証がちゃんとできているかどうかということを判断するのだということを強調されると、素人も入りやすいかなと思います。先ほど片山委員がおっしゃったレイマンコントロールという点については、本当に専門家に私たちはずっと頼ってきて、今まで裁判官がやってきていたがそれではどうして悪いのと、私たち素人がという発想になりがちなのですが、私がアメリカで陪審制度について色々な人に話を聞いたときに感激したのは、民主主義だから司法も裁判も私たちが参加するのだと、それが民主主義だと一般の人が言うのですよね。陪審制度はやっぱり感情的になりがちだと私たちは思っていたとき、その点、アメリカ人は、自分が裁判員になるのがいやかと聞かれたら、みんな消極的かもわかりませんが、陪審制度は民主主義の本当の原点だと思っているというところに私は感激して、日本では違うなと思っているのです。

そこで思ったのが、やはり小学校の時からの法教育というか、こんな堅苦しいのではないですが、やはりそういう専門家に何もかも任しちゃだめなんだという教育のおかげだと思うのです。私たちがみんな参加しないと、民主主義という制度が維持されないのだという基本的なところからたたき込まないとだめなのではないかという気がするのですね。だから、直接には裁判員制度と関係はないかもわからないのですが。とにかく小さいときから教育の中にそれを盛り込んでいくというのが、ぜひ必要なのではないかなという気がします。今、投票率がものすごく少ないのでがっかりするのですけれども、私たちはやはり参加しなければいけない。これが責務だということを小さいときから教えなくてはいけないのではないかと。それで裁判員としてやはり参加したい、しなければいけないという意識まで持っていくべきだという気がしているのです。

# (小野裁判員制度実施本部事務局長)

おっしゃるとおりで、私たちのところでも、法教育の問題をどうするのかということでやっております。法曹三者で法教育のための教科書作りというのを色々やっていました。 それには、学校の先生にも入ってもらいました。ただ、あとは実際に学校の現場へそれぞれみんなが行って、自分たちの出身校でもいいからともかく行ってやりましょうというこ とを今呼びかけてはいます。ただ、やはり小学校、中学校、高校からそういうものがずっと浸透していないと、なかなか難しくて、この国は何でもお上に任せてそれでいいのだみたいなことで長い間やってきているから、そこが非常に大きな問題なのですね。

当面は高校生にとりあえず何かやろうということでまんがを配って、とにかく説明に行こうと思っています。それからアメリカなどでもその問題について、高校生の模擬裁判選手権大会みたいなのがあって、全国各地で模擬裁判をそれぞれ高校生がみんなやると。それで、これが一番いいとか何とかそういうことをやるというのを聞いたものですから、私たちもやろうかということで、今年の夏にそんなに規模を大きくはできないのですが、全部で8校ぐらいが集まって、幾つかに分けて高校生たちに全部模擬裁判をやってもらって、評議もやってもらって、それでコンテストをやっていこうみたいなことも考えたりはしています。確かに法教育というのが一番大事で、それも長い間かけてやらないといけないことなので、今からそういうことを始めないと、この先、そういう方がみんな裁判員になっていくわけですから、とっても大事なことであるという認識はあります。ようやく始めつつあるというところですね。

#### (井手副議長)

先ほど片山委員のほうから、マスコミの事件報道に対する非常に痛烈なご批判がありました。それはだいぶ改善はされているのですけれど、確かに問題があることもまた事実です。私が少し申し上げたいのは、それとともに、やはりこの国の多くの人たちの刑事裁判を見る目といいますか、これは、私も司法担当を20何年やってきましたけれども、やはり一般読者、国民の間に、真相解明欲求というのがものすごく強いんですね。大きな事件があって、仮に無罪判決が出ると、本来はそれはそれを立証しきれなかった検察官の責任であって、証拠を集められなかった捜査でありますとか、そういうところに本来批判が向くべきであろうかと思うのですが、裁判官のほうに批判が向いたりするわけです。また、その事件が悲惨だったり、重大事件であったりすればするほどです。今、躊躇している人たちの気持ちの中に多分そういう目で刑事裁判というのを見てきたというこの国の雰囲気というのが、かなり色濃く影響しているのではないかと思います。

もちろん今色々な広報をやられておられると思うのですが、一方で刑事訴訟法の1条には、真相解明を目的として、それで刑罰を適正・迅速に適用するということが書いてある。やはり実体的真実主義というのが、私は非常にこの国の裁判のありようというものをものすごく強く規定しているのだと思うのです。それだけに、証拠がなかったら無罪になり、無罪になったことに関して責任を負わなくてもいいのだとこうようなことをもっと本当は言わなければいけないのだろうと思います。でも、多分それは法務省とか裁判所はそういう広報はできないですから、そこは日弁連が言っていただかないとだれも言ってくれない。それから、いわゆる制度の解説、一般的な解説の季節は過ぎましたので、本当にこの裁判員制度を機能させるために必要な広報というものが、日弁連にそういった観点から求められているのではないかと、私はそのように思います。

でも、マスコミも悪いですけれどね。実際に裁判が始まってみて冒頭陳述なり、あるいは証拠の要旨告知などをやってみても、大して中身がなかったと。そうすると、「結局真相は明らかにならなかった」と書いたりするものですから。私がデスクをやっているときにはそういうのは削るのですけれど。

# (平山会長)

あと、われわれもやはり悪いのですけれども、やはり市民の中に手続きといたしまして、 裁判員に指定される過程について、一気に指定されるという誤解があるのですね。選挙人 名簿に基づいて前年度に候補者的なことになって、その後に呼び出しがあって、そこでま た事情を聴いて、それでお断りできる部分もあるという3段階になっているわけですけれ ども、それを一気にある日突然、選挙人名簿で指定されると。被告人の中に入るという恐 怖感みたいなものを皆さんがお持ちなのですね。この点はマスコミの対応について、井手 委員にお聞きするのですけれども、これは3段階なんですよということの報道はほとんど これまでなかったような気がしております。この前、私は友人から、この間3段階という ことを聞いたら安心したよと。じゃあ十分われわれの意見も聞いてくれるだねということ を言っていました。そのあたりの宣伝・広報も、われわれもやはりまずかったなと思いま す。そういう面でもきちんと、そんなに恐れることはないのだということを言ってあげな いと、やはり皆さんがどうも結論だけでいきますから、私は反対というか、消極という結 論になってしまう。そういう時期とか、色々なことからいって、最終的に残るのは非常に 厳しいことになりますので、そう皆さん戦々恐々しないでほしいということを言わないと、 なかなか実施への気運は高まらないなと思っておりまして、ぜひよろしくお願いしたいと 思います。

# (フット委員)

話題が非常に幅の広いものとなっていますが、これをさらに広くしたいと思っています。マスコミの関係で以前から気になっているところは、例えば被疑者にとって不利益な情報ですとか、取調べの際の段階からずいぶん情報が漏れています。被疑者が取調べの際にこう言ったとか、かなり具体的な情報が漏れています。今までは職業裁判官が裁判を担当するから、職業裁判官ならそういう不利益な情報を頭から排除できる、という前提で裁判が行われているかもしれませんけれども、裁判員制度となった場合に、裁判の前、取調べの段階からそういう情報が流れてしまいますと、まさに偏見を持たせることにもなってしまいます。報道機関側の自主規制なども考えられるでしょうけれども、そういう情報を漏らしてしまう側の倫理問題として、法曹倫理も改めて見直すべきだとは思います。

アメリカでは、検察官の倫理規程、弁護人の倫理規程において、マスコミに漏らしてはいけない情報に関する規定があります。裁判の前、また裁判の途中で、あるところまではもちろん話すことは許されていますが、公正な裁判を確保する観点から、取調べの内容など、具体的な情報の情報漏らしに関してはっきりとした法曹倫理違反にはなっています。日本でもおなじような倫理規程があるかもしれませんけれども、そうだとすればそういう

情報はどこから漏れてくるのか、不思議に思います。日本でも、倫理の問題は、これは検察官側も弁護人側も、また警察官、取調べに関係している人全員に関するものだと思いますけれども、そういった倫理規程もさらに厳しいものにしなければいけないと思います。 (小野裁判員制度実施本部事務局長)

報道の問題は、これは土屋委員のほうがお詳しいと思いますが、報道規制について、私たちは、かねてからこの国の特に捜査報道のあり方は問題が大きいと考えていました。では、それは職業裁判官であれば、そういう外圧は排除できるかというと、それは私の個人的な意見を申し上げると、職業裁判官だからそういう報道については、十分に距離を置いて判断できるとされていますが、それなりに難しいことだと思います。私が幾つかやったそれなりの報道された事件では、裁判官は起訴状のときから有罪だと思ってやっていた例もあります。裁判官によっては影響を排除しきれないこともあるでしょうし、そのような意味では、裁判員であっても、そんなに変わらないだろうと私は思っています。

捜査情報については,基本的に捜査の段階では捜査側からしか情報は漏れませんから、そうでない側から出るなんていうことは、いわば疑いをかけられている側から出るということはほとんどないわけですね。捜査の側からです。もちろん報道する側は、これは社会に報道する義務があるからということで取材をし、色々なことをされてネタを取ると。捜査側はそれなりにリークをするのか、何をするのかちょっとよくわかりませんけれども、情報が出てくる。そういうことが現実的にやはりあって、そういう意味で起訴された時点でもう有罪と思われているというのが現状だと思うんですね。その辺りは報道のあり方、それから捜査側のあり方について、もうちょっと何とかしないことには、なかなかそういった予断というのは排除するのが難しい。現実的には今のところまだその辺の報道規制にしても、あるいは捜査側からのリークにしても、それをとがめるという手立てというのは、具体的にまだそこまでいっていないというのが実情です。

それから、弁護側から最近結構取材を受けて話すというケースがだいぶ出てきています。 それがいいか悪いかということについては、多くの刑事事件に関与する弁護士は反対をしています。その時点で話されたこと、その時点で出てきたことが、後になって本当にそうなのかどうかということはまずわからない。わからない状況の中でそういうふうな形で外へ出していくことが本当にいいのかということについては、非常に大きな疑問がある。

他方で、これだけどんどんどんどん流されて、それに対抗して、こちらもという思いを持つ人もいます。そういう人もいますけれども、それこそ本当にそれでいいのか。後になってそこで話してしまったことが、それなりの大きな意味を持ってくる可能性が極めて高いので、多くの弁護士は依然として否定的です。3月にそういう刑事弁護の経験交流会を大阪でやったのですけれども、そのときにも基本的にはそういうのはよくないということでした。ただ、広島の事件とかでだいぶ話した人たちがいますけど、その人たちは、ともかく本人が今しゃべってくれ、今言ってくれというようなことを非常に強く要望するので、話したことは話したのだけどというような程度の言い方で、積極的にそういう方向をとっ

て弁護士が動いていくということには多分これからならないだろうというふうには思っています。

### (宮本委員)

一つ質問ですが、裁判員になると、その事件の関係の報道に接してはいけないというような規則はないわけですか。

アメリカなどではあったように思いますが。

#### (小野裁判員制度実施本部事務局長)

報道してはいけないというのは、報道側にそういう規制を設けてもらうということはあり得るかもしれませんけれども、新聞やテレビやラジオでずっと流されたり、あるいは週刊誌その他で出てくるものを見てはいけないというのはちょっと難しいのではないかと思います。

### (宮本委員)

アメリカはどうですか。

#### (フット委員)

アメリカはありますね。

### (宮本委員)

ありますよね。

### (フット委員)

陪審員ですから排除されますし、裁判の真っ最中は、報道の中にはどうしても、どこも 報道されるようなものはあります。この事件に関する報道があれば、それは読まないでく ださい、見ないでくださいという程度ですが、とにかく接しないというようにしています。

# (宮本委員)

ホテルへ拘束とまではいかないけれど、家へ帰らないということがありますよね。

# (小野裁判員制度実施本部事務局長)

捜査報道は、結局報道されている事件の最中は、自分が裁判員になるということは全くわからない。裁判員として選ばれるのは、起訴されてからさらにその後公判前整理手続、事件によって何日間か、あるいは何か月かかかりますが、それがあります。ライブドア事件ではいわゆる公判前整理手続というのを数か月間やっていたのですが、そのときにもまだ裁判員というのは全く決まっていないので、捜査がありました、捕まりました、起訴されました、手続を何か月間やる。これまでの間は全く裁判員になるのかわかりませんし、それから裁判員候補者となる何十人かの方にご連絡がいくと。その時点でも、いざ行ってみて裁判員になるかどうかわらないわけですので、裁判員になるというのは、本当に裁判員の選任手続で選ばれた時点ですから、裁判員になる方は、そのことを意識せずに報道に接ししまった後の事態ですね。起訴からも何か月か経っているという事態ですので、裁判員になってから改めて報道に接しないようにというものがあり得るかもしれませんけれども、ただ、裁判員は缶詰になるわけではなくて、その日の審理が終われば、皆さん家へ帰

る。家が遠い方は泊まってもらう。それは自由ですから、そこで報道に接することを規制 するというのはなかなか難しいのかもしれません。

### (中川議長)

報道の問題は大変大きい問題ですが、ちょっとどちらかというと、報道側の問題がありまして、弁護士側にも問題ないと言えないのですけれど、そういうことでちょっと論点がそれるかと思います。少し話を戻しますけれども、さっきの広報といいますか、今まで最高裁その他の広報が、結果的には国民の不安を大きくするようなことを非常に良心的にやっておられるのだけれど、そのことの結果が逆効果になっているような感じがするのですね。これはやはり官の立場からしますと、どうしてもそうなります。

さっき小野事務局長が言われましたように、この流れを変えなければいけない。それができるのは、やはり僕は日弁連ではないかと思いまして、なかんずく、さっきおっしゃったように何のために裁判員が選ばれるのか。それから裁判員は何をするのかという点は、当初から曖昧なのです。国民の司法参加という非常に抽象的な言葉で押し切ろうと言うのですが、それをやればやるほど不安になる。だから、やはりさっきおっしゃったようにもう少し具体的に何をするのか。平山会長が言われたように、選ばれると言ったって、いきなり大勢の人があてられるのではなくて、十分な準備があって、辞退の機会もあって、そして最終的に選ばれるのだから、そんなに心配いりませんよというような具体性を持った広報をやっていく。これは、私は日弁連でないとできないと思います。今の最高裁などはそういう意識が大変希薄ですし、だいぶ市民感覚と距離もあるということで、やはり日弁連の大きなお仕事の一つではないかと思っておりますので、これはぜひお願いをしたいと思います。

特にさっきの起訴事実、検察官が述べた事実が証明できたかどうかという点、これは非常にわかりやすいです。わかりやすいですが、逆に言いますと、そんなことが増えるのか、それは裁判官の仕事じゃないですかという反論が必ず来ると思います。それをなぜ市民がしなければいけないのですかと。

そうすると、もう一歩踏み込まなければいけないような気もするのですね。いや、裁判官は間違えることがあるのですと。だから、その辺りまで踏み込んでもいいのではないかと思うんですけれどね。そうしませんと、納得がなかなかできない。そういうことがいいのかは別としまして、かなり市民の方に踏み込んだ感覚で、何か大きなコンセプトを作っていただきたいなという感じがいたします。

#### (小野裁判員制度実施本部事務局長)

私が日弁連のこの問題にかかわる前ですけれども、裁判員制度をこれから作るかどうかというときに、自民党の司法制度調査会からのヒアリングで呼ばれた中の一人で私が行ったことがあるのですね。その時点では、最高裁や最高検はいろいろな協議をしていたのでしょうけれども、私はそこに全く関与していなかったのです。要するに刑事事件を手がけてきた弁護人として、ともかく呼ばれたのですね。そのときに今、中川議長がおっしゃっ

たように、われわれは長い間刑事事件をやってきたけれども、今の刑事裁判には絶望しているんだと。こういうような裁判は刑事裁判とは言い難い。今の刑事裁判はこのままではだめだから、そこに市民が入る必要があるんだというふうに、私は説明したことがあるのですね。

その点について、はじめてそのときの自民党の議員の内の何人かはやっとわかったと。なんで裁判員裁判が必要なのかということでは、今日はじめてわかったという人が何人かいたのです。ただ私たちは、三者で広報をやるときには、なかなかそこまで言えない。歴史的に言うと、ずっと弁護士会は、裁判所と検察庁と喧嘩を続けていたわけです。その状況から脱却し、われわれも一緒に今、3者でやりましょうという。従来では考えられないような事態になり、それは私はいいと思っているのです。そうじゃないと、皆さん、多分納得できないと思う。私たちも納得できませんよね。確かに大事なことなんで、それがもちろん基本にありますけれど、これまでの裁判をやっぱりマイナスがあったとして受け止めるかどうかということが大きい。だから限界があるのですよね。その限界を三者でやるときにどうやればいいのかというのがなかなかちょっとわからないところではあります。(宮本委員)

今のお話を聞いていて、私のような素人は、そんなにひどい判決が今まで行われていた実態はあまりわからないのです。自白の強要とか、そういうのがわかるようでも、やっぱりやったから自白するのだろうと素人は考えるわけですから、今、おっしゃったように、専門の裁判官の判断がなぜ、どういうところでこの間違いを犯しやすいかとか、素人の私たちが日常の生活をしているそういう感覚での判断と、法律だけでやっている裁判官の判断とどこに齟齬があるかというのは、もう少し具体的に指摘されるとわかるのです。今の裁判制度の裁判官は、あまりよくないと言われても、私たちはあまりはっきりわからないです。裁判の取調べの可視化というのは、大体想像はできますけれども、それでもやったから自白したのだろうとか、私たちはそう思いがちです。ですから、裁判官が判断するときに、専門家として法律だけにあてはめてやる判断と、私たちの生活の中で色々な判断をすることは、なぜ齟齬があるのか、またどのような齟齬があるのかというところを具体的に何か、色々な事例を出していただけるといいと思います。こういうところでは素人の判断が必要なのだというのがわかると思うのです。

#### (土屋委員)

ちょっと具体的な話をしたいと思っているのですけれど、日弁連にやってもらいたいことが二つほどあるのですね。その一つは、裁判員の心得のようなものをもっと一般の人にわかりやすく、弁護人の立場から、こういった点に注意して臨んでほしいということをまとめてほしいと思います。それは、先ほどちょっと話に出ましたけれど、実際に裁判員を呼んで裁判が始まるときに、その前に裁判官が説明をしますけれど、その説明の内容にかかわることで、そこをきちんと詰めていただきたいと思うのですね。内容が大体固まりつつあるということなので、基本的にはそういう方向性でいいのだろうと思うのですけれど、

もうちょっと詳しく、それから国民にとって、実際に何もしていない人にもわかりやすいようにきちんと最初に裁判官が説明する、刑事裁判の原則みたいなものを説明する、そういうものを固めていただきたいと思います。それなしにいきなり裁判に引っ張り出されると、自分が果たすべき役割は一体どういうことなのかということについて、共通の了解が得られないままに裁判が始まってしまうおそれがある。それが心配です。

それで、ちょっとおもしろいと思ったのが、フランスの裁判所を見に行ったとき、参審員、陪審員でもいいのですけれど、その候補者を呼んできて抽選を始める前に、裁判所がビデオを見させるのです。あなたたちがこれからやる刑事裁判というのはこうですという刑事裁判の流れをビデオで上映して見てもらう。ところがその中に、刑事裁判の原則みたいなものが入っているのですね。疑わしきは罰せずという原則がありますよということだとか、あなたたちが判断するのは、検察官が主張していることが本当にあったかどうかということを見極めることにあるのですよとか、というようなことがちゃんとビデオで上映されているのです。そういうのを見た上で選任手続を行うということがありました。私の感じとしてはこういうものを作る必要があるなと。おそらく裁判所もそういうものを作るのだろうと思うのですけれども、その中身にあたるものを日弁連で固めていただいて、それをぶつける形で作ってもらいたいなと思います。

同じことはまたドイツの裁判所に行ったときには、参審員の手引きみたいなハンドブッ クができていました。アメリカにもありますね。これは非常におもしろいことが書いてあ って、そういった心構えから自分たちがすべきこと、法廷の中ではしてはいけないことが 書いてあります。アメリカの陪審員のときには法廷の中で食べ物を食べたり、水以外のも のを飲んではいけないかとか書いてあります。そういったエチケットに係わるようなこと から基本的なことまで。新聞を読んでもいけないと書いてありました。これはきっとやっ た人がいるから書いていると思うんですけれど、そういった「べからず集」みたいなもの ができたりしているのですね。そういうものもやっぱり作る必要があるんだろうと思うの ですよ。だから、そういった映画だとか、そういった手引きみたいなものを形にして、そ れをまず作る必要があるのだろうなと思います。そういう努力も日弁連にしていただきた いし、一番大事なのは説明の内容を固めることだと思います。裁判官がどういうふうに裁 判員候補者にどういうふうに説明するのかと。これはおそらく一致したものができるのだ ろうと思いますので。そこのあたりは、ある裁判長はこういうふうに説明し、ある裁判長 はこういうふうに説明するというように裁判長の裁量みたいに濃淡に違いがあるとかとい うことがあってもいけないのだろうと思いますので、そのあたり裁判員の心得について共 通のルールを作るということも大事だと思うのですね。

それから、もうちょっと深刻な話は、刑事裁判手続の中身について、もっと取り組んでいただかないといけないなということを私は感じます。例えば、公判前整理手続が始まって1年以上経って、かなりの裁判所で使われているわけですけれども、この公判前手続の検証というのをもっときちんとやっていただいて、改善すべき点をどんどんえぐり出して

いかないと、実際の裁判員裁判が動かないということが心配されています。実際、おそらく全国で数十件は、今の公判手続についてのやり方だとか、そういうことをしていたら、とてもできないのではないかというふうに心配を抱くような事案があるように私は思うのですね。例えば、公判前整理手続をしたいけれども、審理計画を立ててみると、もう半月以上もその裁判に裁判官が没頭しないとできない、そんな審理計画ができてしまう。こういったことがもしあり、そういう事件が幾つも重なってくると、裁判所はおそらく機能不全になるのではないかということが心配されます。それこそ、裁判員に危害が及ぶようなおそれがある事件を除外して、裁判官だけでできるという制度があるから、そういう事件であれば除外することができるのでしょうけれども、そうでない一般の事件というのはどうもたくさんありそうだというのが目につきました。これがもしずっと重なってくるようだと大変なことになるなと思います。ですから、公判前整理手続のやり方を含めて、もう少し迅速で、充実した裁判をやっていくためにはどうしたらいいのかという辺りを、もう少し詰めていただきたいなというようなことを心配しています。

報道の問題については、少しご報告しておくと、裁判が進行している途中は報道の棚上げをしたらいいだろうという提案を業界の中でしたものですから、私もそのことでちょっと一部の人から強く批判されました。今は自由な報道が行われているのに、それを縛るというのは何事かということを言われていまして、ただ、その件については、今新聞協会の中で議論が始まっております。それで、新聞協会の編集委員会という、編集局長レベルでの会合の中で、何らかの形で可能なものは合意できるものを作って、各社が行っていくような方向にしようではないかというところまできていますが、中身については固まっていません。それぞれの社が、それではできるかどうか検討しようと。私の社の共同通信社では、内部的に検討委員会を立ち上げることが先日決まりました。他社でもそういうことが検討されています。この件はもう少し時間かかりますね。

#### (平山会長)

正月に、記念式典みたいなのを法曹三者やったのですが、そこで検事総長が非常に心配しておりましたのは、報道の記者の方々に自粛をお願いしていたのはまだまとまっていないようだけれど、あれが非常に大事なんだということを言っておりましたので、その点お伝えしておきたいと思います。

それから、法務大臣は、やはりあまりにも難しいというふうに国民が思っているのではないかと。そんな難しいものではありませんよというような感じで新聞報道などをお願いできないかなと。裁判員制度そのものについて。どうも難しく難しく報道されているのではないかというような感じだったので、私も少しそうかなと思いますので、ぜひよろしくお伝えしたいと思います。

# (片山委員)

今、土屋委員から裁判中の報道の棚上げ論がでましたが、一番報道が盛り上がるのが逮捕の直前なのですね。特に政治家の犯罪なんかの場合そうです。むしろ裁判になったとき

はほとんど報道されないですね。さっきの私の友人の和歌山県知事は、逮捕される前の数日間が一番報道が激しかったのですね。今裁判をやっていますけれど、ほとんど報道されていませんよね。どうなっているかわからない。ほとんど関心もないですよね。ああいうのを見ていますと、裁判のときにもっと報道があってもいいなと逆に思ったりします。それから逮捕の前は、なんか逮捕をまるで請求するような報道ぶりですよね。その辺りがどうもやはり違和感があるのですね。

さっきおっしゃったように、起訴されたらもう出来レースになっているような印象です。 実際そうだろうと思うのですね。ですから、さっき言われたのはすごく説得力はあるのです。実際に司法の現場で刑事裁判に携わっておられて、それでかなり問題があるというのは、弁護士の皆さんからもっと発言をされたらいいと思うのですね。おっしゃるように、三者で目の前にしたらまた言いにくい面もあるでしょうし、言い方によったら国民の刑事裁判に対する信頼感をちょっと揺るがせるようなことになりかねませんから、その辺りは注意は必要でしょうけれども、やはり問題点は当事者として指摘していただくと、非常に説得力があると思いますね。私も伺っていて、なるほどなと思いました。

日本の刑事裁判のイメージとしては、国民は起訴されるとほとんど有罪になるということに対しては本当に違和感ないですよね。そんなものだと思っているのですね。あれは宮本委員が言われた司法教育の問題とも関連するのですけれども、日本では刑事裁判についての司法教育はほとんどしていません。司法教育というのは三権分立で司法があって、その中に最高裁があってどうだこうだという制度論とか機構論はしますけれども、実体論はほとんどしていません。ですから、国民はどうやって刑事裁判のイメージを形成するかというと、私はテレビの水戸黄門なんかは非常に大きな影響力を持っていると思うのですね。あれは民主的な手法からいうと、俗悪番組だと私は思うのです。起訴も何も手続きはなく、既に捜査の段階でクロが決まっているわけです。令状なき強制捜査だし、違法な証拠調べ、証拠固めをやりますし、それから弁護士がいないですよね。裁判官と検事が一緒で、論告があったと思ったらもう判決なのですよね。罪刑法定主義でもないし、無茶苦茶なんですね。ただ、あれを国民はみんな痛快な気分で見てしまうんですね。ああいうのが、知らずのうちに刑事裁判のイメージを形作ると思うのですね。ああいうことに対しても、ちょっとやはりあまり真面目にやっても変ですけれども、問題点だけは指摘したらいいと思うのですね。

東京裁判について問題が最近指摘されていますね。あれは管轄権があったのかとか、上級審がなかったじゃないかとか、色々問題があり、その通りなのですけれど、それよりも水戸黄門の方がひどいですよね。だから、やはりさっきも言いましたけれども、日本の国民の刑事裁判に対するイメージというものを正常化する努力が必要なので、私は知事をやっていましたときに、司法制度改革というのはいい機会なので、そういうことを県の広報媒体なんかでやりましたけれど、もっと自治体が広範にやってもらいたいと思うし、それから日弁連なども、さっき言われたようなことをもっと自信を持って言われたらいいので

はないかと思います。

### (フット委員)

同意見でございますけれども、まさに法曹三者で発表するとなかなか言えないことです。 私の担当のゼミで法務省の作った裁判員制度に関するビデオと、裁判所の作ったものと、 日弁連の作ったものと、少しずつ見ました。法務省は私が見た感じでは、主なメッセージ は被害者の感覚で、より厳しい処罰というようなところが一つのポイントになっています。 裁判所はお互いに話し合って、信頼感が出てきて、より確実になり、それで気持ちよくな って、気持ちよく判断できたというようなイメージでした。日弁連は色々と経験をされた 上で、やはり無罪だったというようなものでした。法曹三者の中で無罪、えん罪を避ける ためのものとしての裁判員制度の意義としてアピールできるのは、やはり日弁連だけだと 思いますが、それはその法曹三者共同での声明ではそういうようなことが言えないとして も、それを日弁連としてはアピールしていくべきだと思いますし、今こそチャンスだと思 います。

振り返ってみますと、80年代の免田事件その他のえん罪事件が起こったその頃から陪 審制度か、あるいは参審制度の波が出てきたことを考えてみますと、その頃は刑事裁判に 対する疑問、刑事裁判の問題点という意識は相当あったように思いますが、最近はまた映 画で「それでもボクはやっていない」という映画と、あとは無罪事件が続いている。今現 在がチャンスだと思いますので、そういうチャンスを生かしてアピールしていけばいいの ではないかと思います。もう1点、広報関係で先ほど聞いたときに、ふと思いついたのは、 検察審査会の調査と、またアメリカの調査とは、私は詳しくはアメリカの調査を調べてい ませんけれども、私の記憶では全く小野先生と同じもので、つまりやる前はみんな消極的 で、制度としてはすばらしいけれども、忙しいし、私自身はやりたくない。ですが、経験 した人のその後の調査はやはりやってよかったと。やりがいを感じたと言います。しかも、 これで刑事裁判に対する信頼がさらに高まってきたという結果になっているはずですので、 それと検察審査会との調査二本立てで提案してはどうかと思います。アメリカでもそうで すし、日本国内でも似たような制度を経験した人は、やはりこういう気持ちでいるという ことをアピールしていけば、これもやはり裁判員制度もそうなるのではないか。アメリカ でも消極的ですが、経験するとやりがいを感じているという、そういったアピールもでき るのではないかと思っています。

# (土屋委員)

かなり先の話になってしまうのですけれど、日弁連としてやってもらったらいいなと思っていることがもう一つあります。それは、裁判員になろうとしている、選ばれようとしている人だとか、そういう人たちの持っている色々な面での不安に答えられるような相談機関といったものを日弁連の主導でできないかなと思うのですね。つまり、先ほど心理的な負担が大きいとか、色々出ていますけれども、はじめて裁判所に呼ばれてしまったといったときに私は何やったらいいのだろうとか、色々聞きたい人がいっぱいいると思うので

すよ。だけど、たまたま身の回りに弁護士さんなんかいれば、それは教えてもらえるのでしょうけれど、いない人だとか、そういう人たちが、自分はこういうことを聞きたいのだけれどとか、色々なことをどなたかに相談したいなという気持ちになったときに、受け皿になるようなものが今どこにもないですね。

アメリカなどは陪審員協会みたいなものがあったり、陪審員経験者の人たちが組織を作って動いていますし、ヨーロッパなどでも参審員協会なんかがあって、参審員をやった人たちが、後輩に対して援助するというか、手助けをするという一種の活動をしていますよね。そういう組織が私はいずれ必要になるだろうと思っているのです。それがセットになって動かないと、裁判員制度というのはやっぱりうまくいかない。事前のケア、アフターケアという両方の面で制度を動かすことを考えないといけないので、そうすると、そういうものをどこかで作る必要があるんだろうと思っているのですが、どこからも何も動きが出てないですね。これは弁護士会がいいのかなと思っています。先ほど話がありました選任手続で候補者名簿に載ったというときに、これから先1年のうちに私は呼ばれるかもしれないという状況になったときに、さて、大変なことになったぞと思って聞きたいという人がおそらくいるだろうと思うんですね。

それから、具体的に事件に関して呼ばれたとき。じゃあどうしたらいいのだろうかと。 例えば辞退できるのだろうかとか、そういうようなことにつきまして、自分に引きつけて 問題になる時期がやはりある。そのときにやはりそういうものが必要かなと思います。

裁判員が終わった後に、守秘義務は持っていますけれども、その経験をお互いに語り合えるような場があればいいと思います。裁判員の経験を外に広めていくというのは、私はとても大事なことだと思うのですね。ですから、守秘義務の範囲も緩やかにすべきであるというのが私の従来からの意見でして、そういった語り合える場というか、そういうものを作る必要がやはりあるのだと思うのですね。自分の経験を踏まえて、後から裁判員になってくる人たちに助言をしたりできますね。例えば事件関係者から圧力をかけるというと変ですけれど、そういうことが心配だと、あるいは現にあったということ、これは犯罪になるということでありますけれども、そういった辺りの具体的なケースにどう対応したらいいのかという、そういうサジェスチョンを与えるとか、あるいは場合によっては引き取るとか、そういった組織が私は必要と思うのですね。何か検討していただければありがたいなと思います。

# (井手副議長)

今日の本来の議題ではないので、少しだけ申し上げておきたいのですが、先ほどから新聞の事件報道に対しては皆様方から非常に厳しいご意見がたくさん出ていて、今現場にいる私としては、立場が微妙なものがあるのですけれど、これはおそらく先ほど土屋委員からご紹介いただいたように、今協会のほうで色々な話し合いもしていますので、それはまたいずれ形になっていくとは思うのです。ただ一つ言えるのは、確かに裁判員制度それ単体として考えて、それをできるだけトラブルなく動かそうといったふうに考えたときには、

それは多分一切の事件報道などはない方がいいですよね。ではそれでいいのか。すべての 事件報道に、一切の公益性はないのか。ということもまた少し考えなければならないのだ ろうなと思うのですね。その点を失うと、基本的には全部自粛しなさい、規制してしまい なさいということになる。それがどういう世の中になるのかというのは、私はまだちょっ と確信が持てないところはあります。

それとあともう一つ、マスコミの影響力のことは言われますが、今被害者が刑事手続に参加するということが新たに入っていこうとしております。もちろんマスコミの報道の影響力もあるでしょうが、仮に刑事裁判の場で被害者の遺族とか出てきて、被告人がやったとされることに対して生の言葉で話す。これもものすごく影響があると思います。それに対しては法務省はマスコミの報道は影響あるというのだけれど、それは影響されないというお立場なので、これがまたよくわからないのですけれども、その辺は日弁連としてはなかなか微妙な立場だとは思います。そういったこともありますし、まだまだこれから検討していかなければいけない。あるいは対応策も含めてやっていかなければいけないことがたくさんあるのだと思うのですね。

報道の問題については、今私がどういう立場で説明するかというのは非常に難しいのですけれど、そういった視点をもう少し考えていただく必要があるのかなとは思います。

# (小野裁判員制度実施本部事務局長)

今お配りした資料について説明いたします。この右肩に資料84-6と書いてあるペー パーです。これはもともとは東京地裁の裁判官たちが、選任された裁判員に対して説明す る内容を具体的な言葉にして考えてみたというものですが、これについて弁護士会や最高 検、法務省が色々と意見を出したものです。ここはこうしたほうがいい、ああしたほうが いいと、あれこれ言い合ってこのような形の文章はどうなのかというところにまでまとま ってきたものです。現在、これは具体的に言いますと、今度の5月23日に最高裁判所の 規則制定諮問委員会という委員会が開かれます。そこで最高裁の規則の要綱案が諮られま すが、その際にもこのペーパーが議題として諮られることになっていまして、このペーパ 一について意見を求めるという予定になっている、そのたたき台です。これがどういうふ うになるかわかりませんけれども、最終的には規則制定諮問委員会というのは、法曹三者 あるいは学者などが何十人か集まって、そこでの議事録の中でこういうようなものについ ての意見が出て、多少語句は変わるかもしれませんが、これをモデル案として各裁判所で も、これをもとに説明をしてもらうというような予定にされているペーパーです。これは 要するに裁判員の方々が裁判所から説明される文章ですから、ちょっとこの辺はどうなの だろうかと、聞かされる側としてこれはどうなんだろうねということがあれば、またぜひ ご意見をいただければと思っております。

# (中川議長)

これは私の意見ですが、さきほど小野事務局長が最初に言われました辞退の問題です。 僕はたまたま企業にいたものですから、前からこれは考えていたのですが、企業の姿勢と いうのは、経団連なんかはそっちのほうに傾いているのかもしれませんが、もっと明白であるできだと私は思ってす。有給にするかどうかは別として、少なくとも休暇を認めるというのは、常識じゃないかなと思っているのですよ。ところが、色々な議論がありますよね。あるのはなぜかというと、その一つは、やはりさっきの議論に戻るのだけれども、やはりものすごく不安があるわけですよ。従業員がいっぱい呼ばれるのではないかと。わが社は何人いるから1年間に何人だとかという数字をボンと出して、だけど本当にそうなのですかという議論がきちんとできていませんよね。仮に呼ばれても、色々な事情のある人は、それなりに考慮されるのだというところまできていないから、計数的な人数だけが一人歩きしてしまって、それじゃとてもという話になっているような印象を持っています。だからやはりその辺まで含めて具体的に、あまり心配いらないということ、大したことになりませんよということを言いながら、やはり有給休暇の制度を押していくという活動をしていただきたいと思っています。

その辺が理解できれば、大半の企業、大手の企業はわかるはずですよね。大メーカーなんかはもう就業規則のひな型に最初から入っていますから、当然のこととしてのプリントしてあるぐらいの話で、違和感は全然ないのですね。そういうことだと思います。

ただ、その裏返しといってしまうのもどうかと思いますが、辞退をあまり厳しくすべきではないと思うのですね。辞退を多く認めるべきではないという議論が日弁連には非常に強いですよね。それが本当にいいのかどうかと、ちょっと疑問を持っているのです。それは緩めだしますときりがありませんから、どんどん緩くなるというのはよくわかるし、ある程度の厳しさというのは必要だと思いますが、当初からあまりそれをやるとどうかなと思います。やはり不安感というのは、さっき片山委員が言われたように、そう簡単に除かれるものではないし、やはりある程度緩やかめにするということが大切なのではないかなと思っているのですね。

特に今、井手副議長も言われたように、被告人裁判なんかが出てきますと、裁判の形というのは変わってきて、相当それに影響される人も出てきて、裁判官も少し苦労するような場面もあるのではないかと思います。そうしますと、何が必要かというと、やはりじっくりした議論というか、十分時間をかけて裁判員の皆さんも納得できる、そういう十分な審理を尽くさないといけないという場面が出てくるのではないかなと思うのですね。そのときに心にわだかまりがある人とか、後ろに仕事が火の車みたいになっていて今日中に何とかしなければいけないというのでは困るわけで、ある程度時間的、精神的に余裕のある人が裁判員をやるということも大切ではないかと思います。そうしますと、あまりそこを無理に進めなくても良いと思います。将来的にこれが定着してくれば、その辺は少し皆さんの理解も得られるのだと思いますが、当初は不平等という問題も出てくるかもしれないけれども、あまり強めないほうがいいのではないかなという感じを思っているのですが、いかがなものですかね。

(小野裁判員制度実施本部事務局長)

辞退の問題はなかなか難しいなと思います。中川議長がおっしゃるように、あまり広く辞退を認めてしまうと、いってみれば、確かに時間のある人にかなり偏ってしまうと。それで本当にいいのかという疑問が他方であって、やはり社会で働いている、現場で働いている方の感覚が裁判に反映できる制度ということもやはり必要だろうというような思いもあります。確かにおっしゃるとおり、弁護士会の中では辞退は厳しくというふうな言い方が強いんですよね。

#### (中川議長)

ただ、これはいいとこ取りはできないのですよね。ですから、時間に余裕のある人はそういう人であり、忙しい人は、それがいいかどうかわかりませんよね、忙しいからいいと は限らないので、両方兼ね備えて、本当にいいという人は、そうはいませんよね。

### (小野裁判員制度実施本部事務局長)

確かにそうですね。

# (中川議長)

ただ、法律なんか見ますと、父母の葬式とか、要件がとても厳しい。では兄弟のときは だめなのかと。ですから、この辺も非常に不安の材料になっているわけですよね。

# (小野裁判員制度実施本部事務局長)

今日はたくさんとてもすばらしいご意見をいっぱいいただきましたので、今の点も含めて、具体的に前向きに色々と検討しなければいけないなというふうに思いました。ずいぶんとたくさんの貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。確かに辞退の問題も含めて、もう一度また考えなければいけないなというふうにも思ったりしています。

#### (中川議長)

他に委員の皆さん、いかがですか。

#### (片山委員)

今の問題に関連するのですけれど、非常に悩ましいと思います。時間的に余裕がないとやはりいけないと思うのですね。じっくり自分で冷静に判断できる、そういう環境がないといけないと思うのですね。そうすると、忙しい人は辞退していいですということで事実上排除するということになると、暇な人ばっかりになってしまい、一部の人が過剰代表みたいな状態になってしまいます。実は、今、自治体で問題になっているのは、地方議会というのが一部の職業の人たちが過剰代表になっていて、事実上、大多数のサラリーマンが代表されていないですよね。それで、暇な人とか余裕のある人がなっています。そうすると、田舎に行くと土建屋さんと農業の人ばかりが過剰代表されるといういびつな形になるのですね。やはり忙しい人も忙しくない人も、サラリーマンもそうでない人も、ある程度社会の実態をまんべんなく反映するような代表制度が望ましいなと常々思うのです。やはり裁判員なんかもそういう面があると思います。

だけど、本当に仕事に追われていて、1日も休めないような人が、裁判員になってちゃんと冷静にじっくり対応できるかというと、難しいなと思ったりします。そこでやはり今

は大半がサラリーマンですから、事業主としては、これはもう雇用するほうの責務として ちゃんと時間的、精神的余裕を与えてあげるということが社会的に認知されるようになら ないといけないと思うのですね。今、ぽつぽつと裁判員になったら有給休暇を認めてあげ ますと報道されていますけれども、まるで美談みたいに報道されるのですね。私はあれは すごく違和感があるのですね。絶対美談ではない、美談にしてはいけないと思うのです。 当たり前のことだと思うのです。

#### (平山会長)

われわれは最初、感動しましてね。

#### (片山委員)

それは美談と思われた。だけどあれはやはり社会的責務だというふうに認識しないといけないと思うのですね。そういう風潮を作っていくことが重要ではないかなと思いますね。 (佐々木広報室長)

その関連で先ほどお配りしたウェッジ4月号に、平山会長とトヨタの張会長の対談が載っております。付箋が付いておりますのでご確認ください。

# (平山会長)

感動しましたよ。

### (中川議長)

だから、企業というのは一たん理解すれば、もうわかったということになるのです。だからその理解のさせ方の問題なのですよね。

#### (土屋委員)

私が思うのは、今のままの裁判のやり方に参加せよというから無理があると思うのですよ。そうじゃなくて、あなたたちが参加するときの裁判というのはきっとこういうふうになっていますよと。今は非常に時間がかかったり色々しているけれども、それはこういうふうに工夫されて、参加しやすくなりますよということが出てくれば、それだったら自分にもできるかなという発想になりますので、そういう状況を作らずに、おいでおいでと言っても無理じゃないかなと私は思います。

ですから、先ほど言いましたような刑事裁判手続の工夫、そのあたりをしていただいて、 それが注視されていけば、そういう状況だったら引き受けられるかなということになろう かと思うのですね。

# (井手副議長)

だからそういう意味では、今までわれわれが慣れ親しんできた刑事事件の判決の極めて詳細な説明と事実認定について、これは簡単になっていかざるを得ないと言われていますけれど、どのあたりまでが国民として耐えられるのか。やはり先ほどの話であったように、刑事裁判にみなあの事件の真相は一体何だったのかというところを期待している部分があって、そこが陪審制のように、要するに有罪か無罪かだけでいいということにはならないと。参審制とある種合体したような形になるのでしょうけれども、どこまで判決書の書き

方なども変わっていくのか。その辺りもまだよく見えてこない状況ですね。その辺りもちょっとモデルというかそういったものを見てみたいなという気もしております。

### (中川議長)

じゃあ大体時間が過ぎていますし、色々やりますときりがないので、これぐらいで一応切り上げさせていただきます。今日はご意見をたくさんいただきましたが、特にその中でも広い意味での広報の問題が大変大きかったと思いますので、できればこの辺りを中心にとりまとめまして、何か提言という形でまた差し上げたいと思います。

# (2)第15回市民会議の日程について

#### (中川議長)

それで次回の15回の日程ですが、事前にご照会いたしました結果、7月23日、月曜日でございますが、この日は8名の委員の方がご参加いただけるということでしたので、7月23日、月曜日、2時から4時ということで予定させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。議題は冒頭にお願いしましたように、どういうタイトルにするか、井手副議長ともご相談いたしますが、弁護士の評価、研修ということを中心に議論をさせていただきたいと思います。フット委員以外の皆さんからも何かテーマのご提案がございませんでしょうか。次回以降の会議のテーマとしてもよいかと思いますが、いかがでしょうか。会長のほうからでもよろしゅうございますけれども、何かあれば。

# (片山委員)

私は、この4月12日まで鳥取県の知事をやっていて、ことのほか、この司法制度改革、裁判員制度も含めて関心がありました。それは個人的関心という意味ではなくて、民主的な自治体行政をやろうと思ったら、司法制度がしっかりしていないと難しい。特にこの間、長崎の市長が襲撃されましたけれども、あれなどは本当ならば不満があるのなら司法の場で淡々と解決すればいい問題なのですね。ところがああいうふうに根に持ってとんでもないことになるわけですね。それに関しては、色々な背景とか個人的な事情もあるかもしれませんけれども、私なんかはあれからフッと思いつくのは、一般論として自治体をめぐるトラブル、住民とのトラブルとか国とのトラブルとか、色々なトラブルがあるのですけれども、そのトラブルが司法インフラを使ってスムースに淡々と解決できていないという現状が実は我が国にあるのだと思います。

そこで、そういうことがあって、私はかねがね司法制度改革というものに非常に関心を持っていました。これは国の中央政府というか、国家としての機能ですけれども、自治体にとっても非常に重大な意味合いを持っているのでかかわりを持ってきたのですね。ところが、このことについて一般的に他の自治体はほとんど関心がないです。私なんかも全国知事会などで、司法制度改革というものをもっと自治体の立場から捉えて、ピーアールなり意見なり言っていこうじゃないかという主張をしたんですけれど、皆さんほとんど関心がない。そのときに出てくるのは、あれは国の仕事ですからと。われわれは地方自治体な

のだからという建前論が出てくるのですね。

このままではどうもいけないなと思っていまして、この市民会議で、1度、地方自治体と司法制度改革というものをテーマにして、どういうアプローチがいいのか議論してみていただいたらいいのではないかなと思うのですけれど。やり方によって自治体が動き出すと、広報などはぐっと進むのです。媒体は法務省とか、失礼ながら各地の弁護士会連合会の持っている広報媒体などよりは、自治体は非常に広範で強力な媒体を持っていますので、できると思うのです。もし可能ならばそういうことをテーマにしていただくといいのではないかと思います。

#### (中川議長)

弁護士の職域問題でもあるわけですね。

#### (片山委員)

これは組織内弁護士の話が今、ありますでしょう。私、飯田弁護士から相談受けて、知事会などをご紹介差し上げたのですけれど、実はあの問題についても、日弁連のほうは非常に強い関心を持ってアンケートされたりしているのですけれども、自治体のほうは極めて冷淡なのですね。純粋培養方式ですから。だから、ああいう問題をもうちょっと門戸を開いて、組織内弁護士でもっと法的リテラシーを自治体が高めることが必要だと思うのですね。それは分権時代になったら特にそうなのです。政策法務をやらなければいけない。ところが、法的リテラシーが自治体は低いのです。だから、司法制度改革のみならず、組織内弁護士などの問題も含めて、自治体との関わりというものを弁護士会として、この場を通じて取り上げていただくと、今までと違った道が少し開けるのではないかなと思っています。

# (平山会長)

今回の長崎の事件などがありますので、行政と暴力なども非常に関係があることがわかってきましたね。そういう意味で今われわれは弁護士業務総合推進センターを通じて、片山先生が今おっしゃったように、アンケートなどを始めておりますので、少し出てきたところで、取り上げてみたら非常にいいのではないかという気がいたしました。

#### (片山委員)

長崎のようなことは、多かれ少なかれあるのです。私のところでも、撃たれませんでしたけれども、毎日のようにストーカー行為がありましたね。目がすわっている人が来るのですよね。たまたま具体的な暴力行為には及びませんので、だから何もできないのですけれども、防衛しかないですよね。ただ、それ以外に色々な日常的に生じるトラブルを従来は押さえ込んでいたのです。押さえ込んだり逃げたりしていたんですね。

圧力かけたり、なだめたりすかしたりしていたと思うのですけれど、そういうことでトラブルを解決していたのですけれども、私に知事になってからは、ある程度条理を尽くして話をして、それで解決できなかったら裁判してくださいという話を全職員にさせるようにしたのです。そうしましたら、トラブルがすごく減りました。ワーワー言っていた人が、

訴えるぞと言ってきて、それに対して職員がどうぞと言ったらそこで終わるのです。そういうことが大半なんです。

それでも裁判になるケースも結構ありますが、でもそれは裁判を淡々とやって、負けたらちゃんとそれに従えばいいのですから。あとどうしても残るのはストーカー行為というのがあるのですね。これはもう裁判というよりは、警察とかの話になるのですけれども、いずれにしても自治体がもうちょっと司法インフラの整備に関心を持つようにならないといけないと思いますので、テーマとして取り上げていただければと思います。

# (明賀事務総長)

ぜひやっていただきたいですね。

#### (中川議長)

大変根も深いし、幅が広いものですけれども、では次の次ぎくらいで検討したいと思います。

### (井手副議長)

日弁連としてはそういう問題について、シンポジウムとかイベントの企画はしていない のですか。

## (平山会長)

今、調査をしておりまして、アンケートなども始めているわけです。その先にやはり日 弁連も自治体にそういうことに関与させていただく場面があれば、きちんとやらなければ いけないと思います。

### (井手副議長)

ぜひ熱いうちにやっていただいたほうがいいと思います。多分調査がまとまるのは結構 時間がかかると思います。実例報告的な形で行うのでもよいと思います。例えばそこで片 山委員などに出ていただいて、日弁連主催でクレオでやるなどしてはどうでしょうか。

# 6.閉会

# 平山正剛会長挨拶

#### (中川議長)

それでは、本日予定しておりました議案は一応これで終わりましたので、最後に会長から一言ご挨拶いただけますか。

# (平山会長)

大変実りのある会議で、ありがとうございました。またよろしくお願いいたします。

### (中川議長)

それではこれで終わります。どうもありがとうございました。

(了)